

第553回（令和7年度第4回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年8月26日（火）9時25分～9時55分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員、道前委員

労働者代表委員 寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、中塚賃金室長、
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官

4 議事

（１）鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（２）その他

5 資料

（１）鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出(写)

（２）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

（３）鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第553回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しい中を出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する木原委員、労働者を代表する北畑委員から欠席の連絡をいただいています。また、公益を代表する佐藤会長はオンラインにて出席

をいただいています。現時点で15名の委員のうち13名の出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしているため、本審議会が有効に成立していることを報告申し上げます。

本日の審議会は公開としており、1名の傍聴人の方がお見えになっています。

それでは、これより先の審議会の進行を中野会長代理にお願いいたします。

○中野会長代理 皆様、おはようございます。本日は佐藤会長がリモート出席ですので、私が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いします。

では、佐藤会長もよろしくお願いします。

○佐藤会長 よろしく申し上げます。

○中野会長代理 当審議会では8月8日に1,030円、全会一致で答申いたしました。全国的に見てみますと、まだまだ審議が続いている県が多く、非常に注目されているのではないかと考えています。

では、早速本日の議事に入ります。まず、鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、異議申出がありましたので、その内容を事務局より説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは異議申出の内容につきまして、事務局から説明します。

本年8月8日、令和7年度鳥取県最低賃金の改正決定の答申に関する異議申出に係る公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合議長から鳥取労働局長宛てに異議申出が提出されています。

資料ナンバー1を御覧ください。表題及び本文を読み上げさせていただきます。

〔異議申出の読み上げ〕

○清水賃金室長補佐 したがって、ただ今から異議申出の取扱いについて諮問をさせていただきます。会長代理と局長は前方へお願いします。

〔局長から会長代理へ諮問文手交〕

○中野会長代理 ただ今、局長から異議申出の諮問文を受け取りました。

では、事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

〔諮問文の読み上げ〕

○中野会長代理 ありがとうございます。それではただ今、異議申出の取扱いについて諮問を受けましたので、審議に入りたいと思います。

本件をどのように取り扱うかについて、労働者側、使用者側、また公益の委員の皆様から意見を伺いたいと思います。

では、まず、労働者側山下委員から意見ををお願いします。

○山下委員 それでは、まず労働者側から異議申出に関して意見を述べさせていただきます。

先ほど読み上げていただきました異議申出の内容につきましては、同感するところも多くあります。我々としても、最低賃金法第1条に記載されている労働者の生活の安定ということについて、最低限時給1,120円は必要であると強く主張をまいりました。

ただ、一方では事務局からこれだけ多くの資料を準備していただき、専門部会で7回にも及ぶ慎重審議を重ねてまいりました。労使の主張には大きな開きがある中、公益の委員の方々に苦勞いただき公益見解を示していただいたという経過があります。

結果、現行から73円引き上げの1,030円で、公労使が全会一致で結審をいたしました。まだ、全体水準からすれば低い金額だという認識はしていますが、今年は中央最低賃金審議会から目安額が示されていない状況でも公労使の委員が真摯に議論を重ね、近隣の金額を見ても、鳥取県の最低賃金1,030円は妥当だという判断をしたところです。よって、今回出しました答申のとおりということで確認をさせていただければと思っています。

○中野会長代理 ありがとうございます。それでは、使用者側西村委員をお願いします。

○西村委員 そうしましたら、使用者委員を代表して申し上げます。まず、この金額について、先ほども山下委員もおっしゃいましたが、公労使が十分な審議の結果で導き出されたものだと思っています。金額的にも、使用者側からすると、もう本当に死活問題で、生きるか死ぬかというところのレベルまできているという状況ですので、正直申しまして再考の余地は全くないと考えています。

これは、異議申立てをしていらっしゃる方の気持ちを踏みにじるということではなく、我々の立場で考えたときに、雇用の安定を図ることから考えてみても、本当に通常でいくと出せるはずのない金額まで出しているというのが今回の結果だと思っていますので、来年以降にこれが継続するというような状況があれば、本当に経営が成り立たないというような水準まで来ているだろうと思います。率を見ても7%後半の引上げ率ということですので、これ以上の再考はできないというのが正直なところです。

○中野会長代理 ありがとうございます。今、労働者側、使用者側の代表委員から意見を伺いましたが、ほかの委員の方で意見のある方はおられますか。

(なし)

では公益委員の方で、どなたか発言いただけますか。

では石川委員をお願いします。

○石川委員 このたびの１，０３０円という改定額は恐らく鳥取の過去最高の引上げ幅だと思います。そういう意味で、非常に積極的な高さを実現したと考えていますし、また、各種の統計等が出てきた物価の上がり方、物価上昇分、そういったものを上回るところに踏み出したという意味でも意義があると思います。

また、近隣県との格差も、ここまで結審している範囲では着実に縮まってきています。もちろん東京との格差も縮まってきています。そういった水準に、最終的に全会一致で至るに当たっては、労働者側、使用者側、これまでにない強い決意と申しますか、重い決断をしていただいて全会一致の結論をいただいたと考えています。

ですので、異議申立てについて心情的には理解できるところもあり、リビングウェッジ、あるいは生活水準に足る水準ではないという意見は、最後まで労働者側から強く指導いただけてきたところですが、事務局に用意いただいた別の資料によれば、鳥取の生活水準は上回る水準に至ることができたと感じていますので、国とか様々な制度整備などが無い今の段階で、これ以上踏み込むことは鳥取の経済に対して、むしろネガティブな影響を及ぼすのではないかという懸念を私も抱かざるを得ません。

したがって、１，０３０円という決定を見直すまではないのではないかと思います。

○中野会長代理 ありがとうございます。ほかの公益の委員の方はいいですか。

佐藤会長もよろしいですか。

○佐藤会長 今、皆様が意見をおっしゃっていただいたとおりだと思います。使用者の皆様には本当にぎりぎりの中で賛同していただいてありがとうございました。

また、申出の内容は理解できますが今回はかなり高い額で結審したということと、公労使三者が全会一致で決めたということ、それからもう１点、発効日について鳥取は全くいっていないわけです。法定どおりの発効日ですので、そこを酌んでいただいて、ぜひ納得していただきたいと考えています。

○中野会長代理 ありがとうございます。皆様からこの異議申出について、いろいろな意見を伺いました。異議申出について内容的には分かるところですが、８月８日の答申であり１，０３０円でいくのが適当ではないかという意見が聞かれたと思います。

今回の答申は目安がなかなか示されない中で、いろいろな各種資料ですとかアンケートなどの調査資料を踏まえながら、７回にもわたって審議を重ねてまいりました。そういう

中で、3要素も含めながら慎重に審議してきた結果ですので、また全会一致というところでも考えてみますと8月8日の答申どおり、1,030円でいくのが適当ではないかと私も思う次第ですが、皆様、答申どおりということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

では、当審議会といたしましては、8月8日付けの答申のとおり決定することが適当であるということで、答申させていただきたいと思います。

事務局で答申文（案）の準備をお願いしたいと思いますので休会といたします。

〔休 会〕

○中野会長代理 それでは、再開いたします。

まず事務局で答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

〔答申文（案）の読み上げ〕

○中野会長代理 ありがとうございます。

では、ただ今の内容で答申したいと思いますが、皆様よろしいですか。

（異議なし）

では、（案）を取ったものを答申文として答申したいと思います。

〔会長代理から局長へ答申文手交〕

○中野会長代理 議事1の鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出については以上いたします。では議事の2番目、その他について、事務局から何かございますか。

○清水賃金室長補佐 それでは事務局より鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程及び特定最低賃金に係る審議等について説明を申し上げます。

まず、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程について、簡単に説明します。

本日の異議審議の結果、8月8日付け答申のとおりとする旨の答申をいただきました。この後、直ちに官報公示の手続を行いますと、官報掲載予定日が9月4日となります。9月4日を改正決定の日として、公示日から起算して30日を経過した日である10月4日に、改正された鳥取県最低賃金が発効することになります。

続きまして、特定最低賃金に係る審議等についてです。

特定最低賃金の改正決定等の必要性に係る審議については、資料2、3の委員による専門部会を設置し、審議をしていただくこととしています。

特定最低賃金の審議について、特定最低賃金専門部会、本審の流れを説明いたします。

特定最低賃金の改正につきましては、鳥取県最低賃金とは異なりまして、２段階で諮問
手続を行うこととなっています。それは、改正決定の必要性の有無に対する諮問と金額改
定に係る諮問です。

本年７月３１日に開催されました第５５１回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労
働局長から当審議会に諮問させていただいた鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会及び鳥取県各種
商品小売業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの専門部
会委員の推薦公示を本年７月３１日から８月１４日まで行いましたところ、両部会とも労
働者代表委員３名、使用者代表委員３名の推薦をいただき、公益委員を含めまして委員委
嘱の手続を行ったところです。

本日の資料の３ページに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿を、資料４ページに鳥取県各種商品小売業最
低賃金専門部会委員名簿がございますので確認ください。この鳥取県電子部品・デバイ
ス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び鳥取県各種
商品小売業最低賃金専門部会におきまして、改正決定の必要性の有無について審議いた
だく予定としています。そして、専門部会で出されました専門部会報告につきまして、この
鳥取地方最低賃金審議会に審議いただき、改正決定の必要性ありとの答申をいただきます
と、鳥取労働局長は改めて２段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定としています。ま
た、改正決定の必要性なしとの答申をいただきますと、審議は終了となります。

この専門部会報告の審議をいただくため、第５５４回鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取
県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門
部会並びに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を９月１０日水曜日の午前中に開催す
る予定です。開催案内につきましては、本日、お手元の封筒に入れていますので確認くだ
さい。以上です。

○中野会長代理　ありがとうございます。

それでは、９月１０日の各専門部会での特定最低賃金の改正決定の必要性の審議後に、
本審議会を開催するということです。

何か質問がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

（なし）

では本日の審議会は終了したいと思います。皆様お疲れ様でした。